

後期高齢者医療保険料・介護保険料

納

付書を送付しました

保険料を納付書払いで納付している人へ発送しました。納期限内の納付をお願いします。

問合 健康保険課後期高齢者医療担当 (☎423・9468)

▼介護保険料

納期限 10期：1月31日(金)、11期：3月2日(月)、12期：3月31日(火)

▼後期高齢者医療保険料

納期限 7期：1月31日(金)、8期：3月2日(月)、9期：3月31日(火)

問合 介護保険課保険料担当 (☎423・9475)

今後の農林業施策に生かします

農

林業センサスにご協力を

2月1日(土)を基準日として、市内で農林業を営む農家や林家、法人を調査員が訪問し、聞き取り調査を実施します。詳細な調査を必要とする場合は、調査票を配布します。皆さんのご協力をお願いします。

調査の結果は、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料として活用します。調査期間 1月中旬～2月末 回答方法 ①調査員による回収 ②インターネット回答 問合 総務管財課総務・統計担当 (☎423・9741)

岸和田税務署の説明会

- ▼消費税軽減税率制度説明会 日時 1月17日(金)午前10時～11時、午後1時半～2時半 場所 岸和田税務署(土生町2丁目) 定員 50人(申込先着順) 申込・問合 電話で岸和田税務署法人課税第一部門(☎438-1341内線211)へ
- ▼消費税申告説明会 日時 1月29日(水)午前10時～正午、午後1時半～3時半 場所 岸和田納税協会(土生町2丁目) 定員 70人(当日先着順) 問合 岸和田税務署個人課税第一部門(☎438-1341内線112)

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

確

定申告の社会保険料控除の対象となります

確定申告などの際、前年1月～12月に納付した国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などの年金保険者から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます(市からは送付しません)。

確定申告などをする人には、1月下旬に各担当課から保険料の納付状況のお知らせを送付します。

固

定資産税課からのお知らせ

①償却資産の申告は1月31日(金)までに

償却資産とは、事業に使用する資産(構築物、機械、器具、備品など)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。所有者は法令に基づき、毎年1月1日現在の市内における資産状況を市へ申告する必要があります。

なお、申告にはインターネットによる電子申告「eLTT AX」も利用できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

②太陽光発電設備を設置した時は

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)も固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として市への申告が必要です。

③太陽光発電設備を設置した土地の評価・課税

太陽光発電設備を設置した土地は、利用状況から判断し、地目を宅地または雑種地に認定します。そのため、農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合は評価額や税額が大きく上がります。詳しくはお問い合わせください。

市内に償却資産を所有している事業所などで、案内が届いていない場合はご連絡ください。

申告対象となる太陽光発電設備

設置者	発電規模	
	10kW以上	10kW未満
個人(住宅用)	申告対象	対象外
個人(事業用)	発電規模や売電の有無に関わらず申告対象	対象外
法人	申告対象	対象外

問合 ①②：固定資産税課管理・償却資産担当(☎423・9426)、③固定資産税課土地担当(☎423・9427)

20歳がスタート 国民年金

国民年金は、皆さんが今の高齢者世代を支え、将来、子ども世代に支えてもらう世代間扶養の仕組みです。20歳を迎えた人には、日本年金機構から、国民年金に加入した旨を通知します。保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や納付猶予など、保険料の支払いを猶予する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

保険料の納付は2年分の前納がお得

国民年金には、保険料を口座振替でまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。2年前納すると、約1万5千円割引され、大変お得です。また、前納した全額が社会保険料控除の対象となります(各年分に分割も可)。期間は令和2年4月から2年分です。2月末までに、年金手帳、通帳、金融機関届出印を持って、市民課国民年金担当または各金融機関(申請用紙があるか事前にご確認ください)でお申し込みください。口座振替に加え、現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きい2年前納が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

問合 貝塚年金事務所(☎431・1122) 市民課国民年金担当(☎423・9460)

きしわ市民活動プラン コンペ最終選考会

市が抱える課題を市民目線で解決するビジネスプランの選考会を公開します。申し込み不要、無料。入室自由です。日時 2月1日(土)午後1時～4時 場所 市立公民館(堺町) 問合 市民活動サポートセンター(☎438・2367)